租税特別措置法施行令

住宅用家屋証明書

(ア) 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

- (a) 新築されたもの
- (b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

- (c) 新築されたもの
- (d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

- (e) 新築されたもの
- (f) 建築後使用されたことのないもの
- (イ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)
 - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋

年 月 日

(ウ) 新築

(エ) 取 得

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

記

申請者の住所	深谷市
申請者の氏名	
家屋の所在地	深谷市
取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売 買 (2) 競 落
備考	

深市税証第

号

令和 年 月 日